

## ポイント ① 最後まで飼う(捨てない)

飼い主には、飼っている動物を最後まで愛情をもってめんどうを見る責任があります。飼えなくなったからといって動物を捨てることは絶対しないでください。動物を捨てることは犯罪行為であり、50万円以下の罰金が科されます。また、捨てられた動物は、飢え・寒さ・病気などで無惨な死を迎えることになります。

どうしても飼い続けることができない場合は、責任をもって新しい飼い主をさがしてください。

## ポイント ③ 飼い主の明示

迷子になっても、動物は自分の住所や電話番号を言うことができません。迷子札やマイクロチップ(※)などで飼い主がわかるようにしておけば、その多くは無事家に帰ることができます。飼い主をわかるようにしておくことは、飼い主責任を明らかにするとともに、動物に対する飼い主の愛情のあかしともいえます。



※マイクロチップとは、動物の皮下に埋め込む電子標識器具です。千葉県では確実な所有者明示措置として推奨しています。

## ポイント ⑤ 糞尿の後始末

犬やねこの糞尿の不始末により不快な思いをしたり、塀や門柱におしっこをされて迷惑を受けている人がたくさんいます。飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理をしましょう。

散歩とトイレを一緒に考えている人も多いようですが、トイレは自宅で行うようにしつけた方が、人にとっても動物にとっても良いのです。



## ポイント ⑥ しつけ

動物が人と共生していくためには、人間社会に通用する最低限のしつけをする必要があります。

特に犬は、飼い主(リーダー)との関係が確立していることが大変重要であり、問題行動を少なくするためにもしつけは大変有効です。



## ポイント ④ 放し飼いはしない

犬の放し飼いは条例で禁止されています。放し飼いをすると、人を咬む、庭や畑を荒らすなどの問題が生じるほか、交通事故により犬自身が犠牲になることもあります。また、散歩は制御できる人が引き綱をつけて行いましょう。

ねこはつないで飼う法的義務はありませんが、室内飼いにすることで、庭やごみ荒らし・糞尿・鳴き声など近隣への迷惑行為を防止できるほか、交通事故や感染症、けんか、迷子、望まない繁殖を防ぐことができます。

## ポイント ② 不妊・去勢手術

動物は年に何度も出産しますし、生まれてしまった子犬・子ねこを飼ってくれる人をさがすにも限界があります。飼い主に望まれない不幸な命を増やさないためにも、不妊・去勢手術をしましょう。

また、動物のストレス軽減や、泌尿生殖器系疾患の予防も期待できます。



## ポイント ⑦ 病気から守る

動物病院で定期的に健康診断を受けさせ、ワクチンやフィラリア等の駆虫薬の投与を受けましょう。日ごろから便や毛づや、姿勢などをよく観察して、具合が悪い場合は早めに獣医師にみてもらいましょう。

また、動物から人に感染する病気(動物由来感染症)もあります。動物由来感染症について正しい知識をもち、「動物との過剰なふれあいはさける」「動物にさわったら必ず手を洗う」「動物のまわりを清潔に保つ」など、日常生活において感染防止に努めましょう。